



学校教育紛争における未成年児童・生徒の周縁化と抵抗：体罰事件の処理過程を素材に（特集 マイノリティと法）

馬場，健一

(Citation)

法社会学, 77:65-87

(Issue Date)

2012-09

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90001902>



学校教育紛争における未成年児童・生徒の周縁化と抵抗

——体罰事件の処理過程を素材に——

馬場 健 一

キーワード：子ども，学校教育，体罰，紛争処理，主体性

〈要 旨〉

本稿では、学校体罰の処理過程を、教育委員会に提出される「事故報告書」の記載から検討し、その実情の問題点を探る。着眼点を、教育関係に直接根ざす教員体罰の発生機制にではなく、その後の事件の処理過程に置く点で法社会学的視座に適合的といえる。子どもが、当事者でありながら事件処理過程においてその主体性が奪われがちであること、他方でそうした状況の打開の試みが彼ら自身の手によって行われうることなどが示される。

暴行であり学校教育法にも反する体罰を行った公立学校教員は、懲戒処分等に処せられう。とはいえ学校体罰の処分者が増加したのは比較的近年のことであり、なお暗数が多い。教員による暴力が顕在化することを妨げる要因は、ひとくくりに「学校の隠蔽体質」等と語られるが、本報告ではその具体的なありようを実際の事件を扱った報告書を分析する中から検討してみたい。そうした検討の中からこそ、問題打開の糸口も同様に具体的なかたちで展望しうるのであろう。

マクロな視点からすればいわゆる「法化」の一局面ともいいうる学校体罰事件の処理過程の問題性を、本稿は、とりえずより個別的・ミクロな視点から析出していくことに力点を置くものである。

I はじめに

本稿は、広義のマイノリティとして把握される未成年者 (minors)¹⁾に対する暴力の一類型たる学校体罰の処理過程を、教育委員会に提出される「事故報告書」の記載から検討し、その実情の問題点を探ろうとするものである。着眼点を、教育関係に直接根ざす教員体罰の発生機制にではなく、その後の処理過程に置く点で法社会学的視座により適合的といえ²⁾、またマイノリティ論との関係では、当事者でありながら事件処理過程においてその主体性が奪われがちであること、他方でそうした状況の打開の試みが彼ら自身の手によって行われうること、が示される点などが重要であると思わ

れる³⁾。

Ⅱ 体罰を理由とした教員処分件数の推移——マクロな概観——

教員による児童・生徒への暴行であり学校教育法（11条但書）にも反する体罰を行った者は、公立学校の場合は、人事権者である都道府県教育委員会によって懲戒処分等（懲戒免職、停職、減給、戒告といった法律上の処分（地方公務員法29条1項）のほか、諭旨免職や訓告・注意といった事実上の処分を含む。以下「処分」とする）に処せられる。日本の学校体罰の違法化は、戦後改革どころか戦前以来の歴史を持つ⁴⁾が、処分者が増加したのは比較的近年のことである。全国でこうした処分を受けた加害教員と監督責任を問われた管理職の総計を、過去42年間について図1に示す（文部科学省（及び旧文部省）『教育委員会月報』（第一法規）より筆者が作成）。処分者が100名を下回り続けてきた1980年代前半までの時期から、処分者数が漸増し監督責任者の比率も増えていく80年代後半から90年代前半までの過渡期を経て、年間400から700名台あたりで増減を繰り返すこの15年ほど、といった三つの時期に大きく分けることができる。いうまでもなくこれは、昔の学校は牧歌的であり体罰も少なかった、などということの意味しているわけではない。むしろ逆であって、以前は事実上容認されていた学校体罰が、近年になって処分されるようになってきたのである。先生であれ親であれ昔のほうが暴力的であったことは、経験に照らして直感的に感じられるところであるが、そのことを示す実証的データも存在する。図2はNHKが1982年から5年ごとに全国の中学生・高校生3600人（1982年）ないし1800人（1987、1992、2002年）に「あなたは人になぐられたことがありますか。（「ある」というひとに）それはだれですか。この中から、いくつでも答えてください。」と、尋ねたもののうち「学校の先生」を選んだ者の比率である（但し1997年は調査せず）（NHK放送文化研究所編 2003: 203, 205, 付録23）。一見して明らかなおと、教員は昔のほうが暴力的だったのである。ちなみに図3には同じ調査による「お父さん」「お母さん」「先輩」「人になぐられたことはない」の回答である。学校教員のみならず、親や先輩といった上位者からの暴力も一般的に減少し、なぐられたことのない者が増加してきている。近年は親のほうは底打ちの感もあるが、教員については低下傾向が続いている。このように、中高生の学校体罰の被害経験の減少期と、学校体罰を理由とした処分が増加する時期とが一致していることは示唆的である。やはり80年代以降、学校体罰に対する社会の姿勢が厳しくなり、それを受けて教委も以前より厳しく処分せざるをえなくなり、その直接的効果というべきかどうかはともかく、教員による対児童・生徒暴力は近年ある程度押さ

図1 体罰処分者数 (1969-2010)

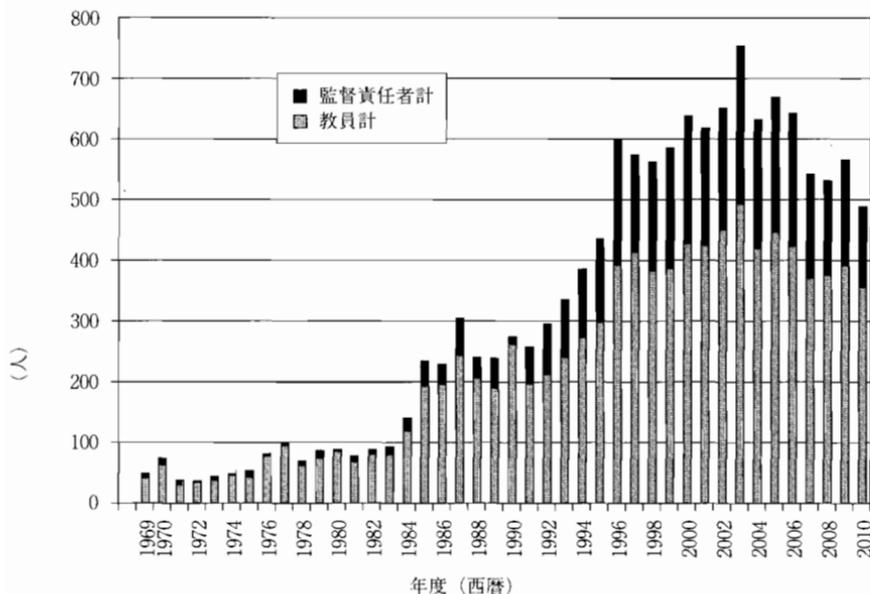


図2 体罰経験 (先生から)

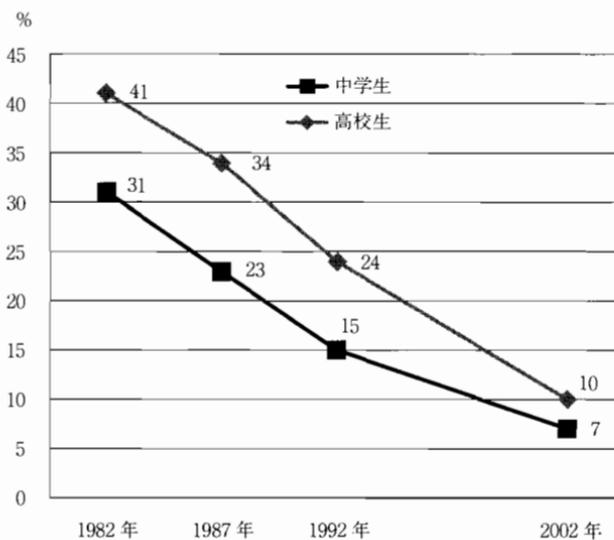
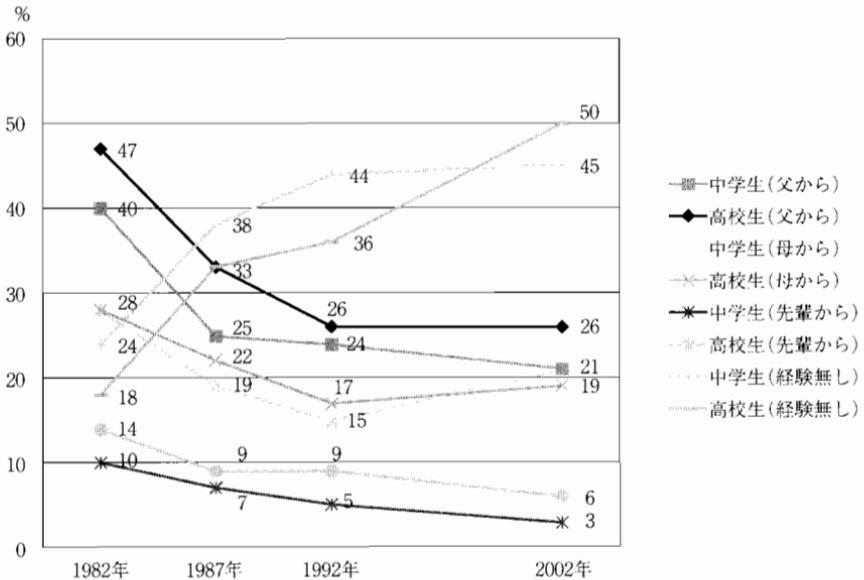


図3 体罰経験（その他の人から）



え込まれてきているといつてよい。この学校体罰の減少は、教員や社会の人権意識の高まりとか体罰の違法性の認識の浸透とかといった、自覚的・啓蒙主義的な「規範意識の向上」などというよりむしろ、より無意識的あるいは「ハビトゥス的」とでもいふべき未成年者との接し方についての、身体レベルにおけるふるまいや関係性の変化といったものを見るべきではないと思われるけれども、なんにせよ学校でも家庭でも（そしておそらくは社会一般においても〔河合 2004: 第一章、マツァリーノ 2007: 24-50〕）、日本社会は以前ほど「暴力的」ではなくなってきている。先の教員の処分数をさらによく見ると、2000年代前半にピークがありその後やや減少しているようにも思われるのは、この体罰自体の減少傾向を反映しているのかもしれない⁵⁾。

とはいえ先のNHK調査によれば、2002年の段階でも、高校生の10%、中学生の7%が教員からなぐられた経験があると回答しており、他方で毎年の被害教員の処分数が400名程度にとどまることは、中高生の回答が通時的な自己の学校生活の全期間における経験についてのものであり、またそこには曖昧さや過大評価等が生じうることも勘案しても、なお膨大な体罰事案が暗数として埋もれていると見ることもできよう。それらのなかにはおそらく些細なものも含まれようが、他方で報告が上がってしかる

べき深刻なものも相当数あると考えるのが自然であろう。教員による暴力が顕在化するのを妨げる要因は、ひとくくりに「学校の隠蔽体質」等と語られることがあるが、本稿ではその具体的なありようを、実際の事件を扱った報告書を分析する中から検討してみたい。そうした検討の中からこそ、問題打開の糸口も同様に具体的なかたちで展望しうるだろう。

よりマクロな視点からは、上記のような経年変化、すなわちなぜある時期から一方で処分件数が増え、他方で被害経験の報告が減少してきたのか、についての社会的な説明やメカニズムの解明等も、理論的にも実践的にも興味深い検討課題である。大きくいってそれは、一方で大きな社会変動に伴う親子関係のあり方の変化や個人の権利や権力関係についての意識変容、学校教育や教員・公務員に対する視線や期待の遷移等を背景としながら、個別の重大事件の発生をきっかけとするマスコミ等の体罰批判の社会的高まりと広がりや、それらに呼応した弁護士会や当時の文部省はじめ教育内外さまざまなアクターのより具体的な活動などが集積した帰結であると考えられる⁶⁾。そしてそれは日本における法と社会の問題として見れば、両者の乖離が埋められていく一事例でもあり、公的機関のコンプライアンスの問題であり、いわゆる「法化」(馬場 1994)の一局面であるともいえるであろう。本稿は、こうした長期的な変動についての問題意識を背景としつつも、とりあえずは直近の諸事例を素材に、今日の学校体罰事件の処理に内在する問題を、より個別的・ミクロな視点から析出していくことに力点を置く。そしてそのような現状分析を、そこで得られた知見を足がかりに過去との差分を探索し、またより広い理論的実践的示唆を説得的に得るための、第一歩として位置づけることにしたい。

Ⅲ 対象と方法

本稿では、学校体罰の処理過程を、「体罰事故報告書」と一般によばれる、公立学校における体罰事故関係の公文書の記載から分析する。これは公立学校において体罰事件が発生(発覚)した場合に、都道府県立・政令市立の学校においては、学校長が事故内容と経緯を報告するために作成し、直接当該自治体の教育委員会に提出するものであり、それ以外の市町立学校の場合においては、学校長が作成し当該市町の教育委員会に提出したものに加え、それを踏まえて当該市町教委があらためて作成し、人事権を有する都道府県教委に併せて提出したもの等も含まれる(具体的なその記載項目等につき、馬場 2011: 190)。これは学校事故報告の一環であり、いわば体罰の始末書であって、関係者の処分は、本文書を参照しつつ決定されることになる。そのうち

本稿で扱うものは、兵庫県教育委員会に2010年度に提出された全34件の体罰事故報告書（より正確には、「公立小・中学校、県立高校（養護学校を含む）における体罰に係る事故報告書（平成22年度に県教委に提出されたもの）」。以下「本件文書」とする）である。兵庫県の文書を選択したのは、地理的条件の他、記載内容が個々の事件ごとにかなり詳細であり、非公開範囲も少なく、問題点も析出しやすいためである。また最近の一年間に限定するのは、それだけでかなりの情報量となることもあるが、上記の通りまず現状を知るといふ問題意識ゆえでもある。問題の長期的変遷や他地域との比較等などを行っていくことは、次の課題として別稿に譲る。

なお本件文書の最大の問題点は、それが学校長や市町教委の手によって作成される人事文書の性格を持ち、被害児童・生徒やその保護者、あるいは中立的第三者の検証手続を経るものではないため、記述内容の客観性が必ずしも担保されない点にある。教育委員会によっては、本件文書の作成にあたっては、被害者側からも事情聴取し、意見が食い違った場合など、被害者側の見解を併記すべきことを義務づけているところも存在する⁷⁾が、兵庫県教委もそのもの市町教委も、そのような手続保障は現状では整備していない。それゆえ特に体罰行為に及んだ原因行為等、児童・生徒の側の行状は悪質度が誇張されて記載される危険があり、逆に加害教員や学校側の言動は正当化される可能性が高い。特に体罰の程度やその帰結は実際以上に軽微に書かれる危険はかなり高いというべきであり、実際にそれを感じさせる記述も散見される。例えば43歳男性教員が中2男子に対して「利き足でない右足で一回、甲なりに手加減をして蹴った」「耳に当たらないことを意識しながら…1回、甲なりに手加減して叩いた」（事例33 淡路市立中 市教委→県教委⁸⁾）といった具合である。とはいえ多数の体罰事件をまとめて具体的に知ることのできる入手容易な資料は他に見当たらず、実際の紛争事例の記録としての意義は高い。またそこには、評価や処分に影響しないため、あえて歪めたり主観を交えたりするインセンティブを書き手がもたない事項についての記載もあれば、いささつ等からごまかしのきかない情報というものもありえ、それなりの信用性や迫真性を備える部分もある。要はこうした限界をふまえ、吟味しつつ使えば十分有用なデータであるといえる。なお本稿が事件の事後処理のありかたに着目し、体罰を誘発した原因行為や暴力それ自体の態様や怪我の程度等には力点を置かないのは、このような資料としての限界ゆえでもある⁹⁾。

IV 体罰事件の顕在化阻害要因

本件文書を読んですぐ気がつく問題点は、体罰事故報告の遅滞がかなり常態化して

いることである。公立学校で体罰事件が生じた場合、加害教員は学校長に、学校長は設置教育委員会に、市町教委は県教委に速やかに報告することが求められている。兵庫県教委はこのことを、「校長は、体罰と思われることが発生したときは、その概要を教育委員会に速やかに報告すること」と文書によって求めてさえいる（兵庫県2007: 1631）。『『体罰禁止の徹底について』の趣旨の徹底について』という問題の所在を自ずから認めるかのごとき件名の1987年のこの行政文書の趣旨は、四半世紀後の現在も徹底していない¹⁰⁾。本文書における34件の事件中、事件発生後速やかにこのようなかたちで報告が官僚組織を伝わらなかったことが、文面上明示され、あるいは発覚の経緯等から明らかであるものは21件あり、全体の6割を超える。これに事件の発覚は早かったものの加害教員からの自己申告ではなく、隠蔽の可能性もありえたと思われるものを加えると24件と7割超となる¹¹⁾。処分を受ける恐れの高い違法行為であり学校の不祥事でもある体罰事件を加害者側の当事者に自己申告させることには、教育者といえども限界があることを示している。以下やや子細に検討していく。

1 教育機関側の隠蔽体質・構造

加害教員が管理職に自己の体罰を報告しない事例が当然ながら多い。その後被害者や目撃者等を通じて問題が発覚した場合、ありのままかどうかはさておき体罰行為それ自体については認めることが多いが、なお否定し続ける事例もある。例えば、51歳男性教員が生徒指導中に机を蹴って中1男子の足にぶつけたという事例では、「保護者から行き過ぎた指導であると指摘されたとき、謙虚に謝り、反省すべきであったにもかかわらず、気持ちを高ぶらせ『証拠があるのか』と言いつ返し等」したと校長に指摘されている（事例9 豊岡市立中 校長→市教委）。51歳にしては大人げない。より奇異なものとして、自分のズボンが破れていることを中2男子に笑われた31歳男性教員が、翌日になって「頬を平手で4発打った」という事例がある（事例24 加古川市立中 校長→市教委）。当日に学年主任から問われて体罰行為を否定し、翌日午前中に校長と教頭の前でも否定。「(体罰時に)指導するに至った経緯を話すように求めると『記憶が混乱していてよく思い出せない』と言いつけた。」「校長は、事実を語らない状況が続くと判断し、」加害教員の担当授業を変更し、「事情聴取を続けた」ところ、「12時30分頃、両手で頭をかかえて『気分が悪くなってきた』と訴えはじめた。しばらく横になるように指示し、教頭がA教諭を事務員室に連れて行き、布団を敷いて休ませた。」15時頃再び経緯の説明を求めると、「しばらく、無言の状態が続いたが、説得を繰り返していく中で、A教諭は『生徒Aの頬を平手で4発たたいた』と語った」というものである。校長によるこの教員の評価は、「自分の過ちを他に識られる

ことに対して異常な嫌悪感を抱き、自らが窮地に立たされないように計画的に振る舞う傾向が非常に強い」というものであり、このような者に担当される生徒が気の毒になる。しかし問題は個人の資質だけでないこともこの校長は認めており、自分の学校における生徒指導の問題点として、『「教師は上で生徒は下」の意識、妙な威厳をたもつために『命令口調で接する』態度などがいまだに見受けられる。』『生徒を説き伏せたい]、『分かったと言わせたい』など、教師が満足いくまで徹底的にやり込めなければ、気持ちがおさまらないところがある。』『生徒や保護者の価値観が多様化していることを敏感に感じとり、柔軟な態度をとろうとする意識が乏しい職員が少なくない』と、教職と学校教育関係とに内在する独善と権力性の契機を率直に記している(参照、馬場 1990)。他方で改善策として、現場における研鑽と協働といったことしか挙げられないあたり、限界も露呈させているが。

なお体罰問題が加害教員によって隠蔽されがちなことの原因は、処分の恐れといったこと以上に、多くの場合いわゆる「指導の延長」すなわち自己の職務上の行為として行われることに起因する力の行使であり正当化の契機が働くこともある。より本質的には、何を報告すべき体罰と認識するかという問題構成やラベリングにおいて複雑な社会的相互作用が存在することの指摘は重要である(早崎 2009: 21-58)。とはいえそれは、そうした相互作用がなされる環境や場の問題性それ自体を明らかにする営為の意義を否定するものではない。

加害教員以外の他の教員が事件を知っても管理職に伝わるとは限らない。小6を殴る蹴るして保護者に謝罪しながら、「6年生の学年団だけで事件を解決しようとしており」管理職に自ら報告しなかった30歳教員の事例がある(事例17 姫路市立小 校長→市教委)。中1男子を蹴って全治一ヶ月の骨折をさせながら、52歳男性加害教員も、また手当てをした養護教諭さえも骨折に気づかず、保護者からの連絡を受けて初めて校長の知るところとなった事例(事例27 明石市立中 市教委→県教委 減給3ヶ月)などは、ここまでの怪我がなければ発覚しなかった可能性もある。

次に管理職に報告があっても、教委に報告が入るとは限らない。「(加害)教諭の謝罪によって保護者の理解を得た、事象が解決したと安易に考え」報告しなかったところ、被害者の保護者から市教委に「苦情の電話」が入り発覚した中学校長の事例(事例13 豊岡市立中 市教委→県教委及び「但馬教育事務所長所見」)、「生徒・保護者の動揺を懸念し」、被害生徒とその保護者との「関係を第一に考え、(被害生徒)との人間関係に一定の落ち着きを取り戻すまで経過を見る必要があると判断した」ことを報告の遅れの理由に挙げ、一ヶ月後に新聞社からの問い合わせが市教委に入ったことで問

題が発覚した、中学校長の事例（事例15 川西市立中 校長→市教委）などがある。これらは明白な隠蔽事例である。管理職自らが加害者となり、なお報告されなかった例として、55歳の男性教頭が、「注意欠陥多動性障害の傾向があり…特別な支援を必要とする」小5男児を叩いて鼻血が出た事例（事例14 南あわじ市立小 校長→市教委）では、「感情的になり暴力をふるったとは考えられず、事実確認も含め、体罰としての報告に慎重になった」ことを理由としている。これも理由になっているとは思われず、かなりの重大ケースとも思われるが、要は管理職でもある同僚を守る意識が働いたのであろう。

呆れたことに市町教委にまで連絡が入っても、なお県教委に伝えられるとも限らない。47歳男性の野球部顧問が複数部員を殴っていた例では、「市教委は、校長からの（加害者）の不適切な指導の報告を受けたが、（加害者）の行き過ぎた厳しい指導と捉え、体罰としての認識はしていなかった」と書いているたつの市教委の事例（事例31 たつの市立中 市教委→県教委）は、保護者から県教委へ「嘆願書」が直接出されるに及んで発覚している。「体罰としての認識はしていなかった」というのはおそらく虚偽であり、要は市教委ぐるみの隠蔽に業を煮やした保護者側が、人事権者に「直訴」に及んだとみるのが素直な理解であろう。他方4月30日に34歳男性教員が中3男子平手で頬を叩いて「口腔内を少し切る」体罰発生、校長からの報告があったのが、問題がこじれて市教委を巻き込まざるをえなくなった6月24日、県教委の出先機関である教育事務所への連絡が7月8日となった南あわじ市教委の事例は、校長と市教委の二重遅滞例である。市教委は県教委に対し、「迅速な事務処理対応がなされておらず、誠に申し訳ありません。南あわじ市教育委員会事務局学校教育課そのものの体質を露呈したところ」であると素直すぎる反省をしてみせている（事例10 南あわじ市立中 市教委→県教委）。特に規模の小さな市町教委では、現場教員に対する身内意識が強く、このような事態が生じるのであろう。

このように体罰事件においては、発覚に至るまでに教育機関の側に何重もの防壁が存在する。それは教育関係の閉鎖性・権力性であると同時に、官僚機構の病理でもあるといえる。こうした学校の問題状況はまた、体罰事件のみにかかわるものでもないであろう。

2 被害者側の「理解」・沈黙

体罰事件の頭在化阻害要因は、教育機関の側だけでなく被害者その他の児童・生徒や保護者の側にも存在する。言うまでもなくその第一は、保護者の態度である。保護者が被害児童・生徒の側に立って、教員の体罰行為に対して学校に強い抗議を行わな

い場合、児童・生徒だけで学校側の責任追及を行うことは難しい。とはいえ古典的な「どんどん殴ってくれ」的体罰肯定論は本文書の中では影を潜めている。暴力に不寛容になってきた実態をある程度映してもいるのだろうが、始末書の性格も持つ行政文書である本文書の特性上、違法行為である教員体罰を正当化するようなことをあまり露骨に書くことにかえて躊躇が働くのかもしれない。むしろ保護者の言動が目立つのは、被害児童・生徒の原因行為の問題性を認め、また問題を大きくしないことを望む態度である。46歳男性教員が中1男子を鉄アレイで頭部を1回叩いた(怪我はなし)という事例(事例2 神河町立中 町教委→県教委)では、保護者は病院で検査を受けさせ、加害教員を転勤させることまで求めながら、他方で町長と教育長の前で「事を荒立てたくない思いはある」と語っている。中2男子2名に対し、机をけり、胸ぐらをつかみ、倒したり叩いたりした38歳男性教員の事例(事例6 三田市立中 校長→市教委 市教委→県教委)では、双方の保護者は「原因は自分の子どもにあり、事態を大きくしたくない」「内密にしてほしい」と思いつつ、「うわさが広がっている」ことに困惑している。他方本件では、被害者以外の保護者の中に、「厳しい意見(行き過ぎた指導であり暴力だ)」があり、その筋からであろう、市教委への匿名電話で問題発覚。それまでは校長も報告を懈怠しており、電話がなければおそらく露見しなかった事例である。24歳女性教員が中1男女2名ずつ平手打ちし新聞報道された事例(事例8 赤穂市立中 校長→市教委)では、保護者の一人は記事の掲載を回避する道を学校に問い合わせている(結局回避はできず、ネットにも掲載されることになり、ネットの記事にはコメント欄に関係者を含む多数の感情的な意見が寄せられている¹²⁾)。43歳男性教員が中2男子2名を蹴ったり叩いたりした事例(事例33 淡路市立中 市教委→県教委)では、親の一人が加害教員に「市教委などに連絡するつもりはありません」と語ったとされており、そのこともあってであろう、校長への報告を懈怠。一週間後に「市議会A議員」から市教委に問い合わせがあり発覚している。45歳男性教員が高2男子を10回程蹴って「擦り傷とあざ」を負わせた事例(事例25 県立高 校長→県教委)では、被害生徒の保護者は「子どもにも非があった」と認め、加害教員が自分の子どもを嫌っているのではないかと尋ね、子どもへの「指導が疎かにならないよういっそう厳しく指導してもらいたい」と述べ、さらに「県教育委員会からの(加害教員)への処分が重くなるようであれば、軽くなるよう嘆願したい」とまで告げたとされている。こうした保護者の声は、学校側に有利に働くため掲載・誇張されやすいものでもあろうが、他方でいかにもありそうなことでもある。(学校や他の保護者、さらには地域社会における人間関係に悪影響が出ることを恐れさせる、縦と横との支配

構造、視線のネットワークの抑圧性！)

こうした中で被害児童・生徒の声はすくい取られることなく推移しがちである。校長や教委が一方向的に作成する本文書からは、彼らの率直な声あまり聞こえてこない。しかしそもそも被害者が声を上げること自体、当然のこととはいええない。自らに原因行為があることも多く、他の生徒との関係もあり、これまでに見たような学校や保護者のあり方を前提すれば、暴力を受けたことを抗議することはエネルギーを要しリスクのある行動である。そういうわけで、怪我を負ってさえ体罰を受けたことを訴えないこともある。特別支援学校に通う16歳の障害児を54歳男性主任実習助手¹³⁾が平手打ちして「首にひっかき傷」を与えた事例（事例4 県立特別支援学校 校長→県教委）では、被害生徒が他の教員に怪我の理由を尋ねられ、当初「心当たりがない」と答えたとされている。また既出の55歳の男性教頭が、「注意欠陥多動性障害の傾向があり…特別な支援を必要とする」小5男児を叩いて鼻血が出た事例（事例14 南あわじ市立小 校長→市教委）でも、被害児童は保護者に体罰を報告していない。その理由として「自分の方が悪いから、私（親）に言うのと返って叱られるので言わなかったのだろう」と保護者が語ったとされている。年齢が低い場合や知的障害のある場合はこうした問題が生じやすいことを示している。児童・生徒自身が、責任主体を非難（blaming）し、要求を突きつける（claiming）ことはもちろんのこと、そもそも問題を認識すること（naming）自体、場合によっては簡単ではない（Felstiner, et al. 1980-1981）。

V 体罰事件の顕在化促進要因

学校体罰問題には、その顕在化を抑止する機制ばかりが働くわけではない。これまで触れた事例においても既にいくつか示されているが、逆にそれを明るみに出す方向に働く要因も存在する。

1 直接通報

加害者が対応をとらない場合においても、被害者の保護者が問題にしたいならば、学校に連絡をとって管理責任者はじめ加害教員以外の者に事態を伝えるのは比較的簡単である。その際に断固とした姿勢をとれば、学校側も隠蔽は難しい。特に体罰で怪我が生じたような重大な場合であれば、加害教員に直接伝えるだけで管理職に伝わりうる。電話や来校によって問題が発覚するような例は珍しくない。また被害者の保護者が市町教委や県教委に直接電話やメールで連絡する、という例もある。先にも見たとおりこうした事例は、学校内で問題を隠蔽あるいは「解決」しようとし、保護

者が業を煮やして連絡する、というパターンが多いようである。他方、被害者以外の保護者からの通報が発覚の機縁となることもある。これは被害者の保護者が直接に声を上げないような場合に生じうるが、学校への通報や顕名のものは少ない。先に見た、市教委が対処しなかったため県教委へ「直訴」された事例（事例31 たつの市立中 市教委→県教委）は、被害者の保護者によるものではなく、同じ部活動に属していた他の生徒の保護者が行ったものである。また47歳男性教員が5名の高2女子テニス部員の練習試合におけるミスを理由に、平手で頬を叩いたことが「学校評価アンケート自由記載欄の中で、保護者からの意見から発覚した」という事例（事例22 県立高 校長→県教委）があるが、これはおそらく匿名と思われる。教育委員会に匿名のメールや電話があり、それが契機で調査が動き出すことも、本件文書においては事例自体は多くはない（2件）が、存在する。PTA 役員から教委への連絡で発覚したという例もある（1件）。

このような手段を取りうることは、それだけ加害者や学校側に隠蔽をさせにくくさせるものであるし、体罰自体の抑止効果も持つであろう。被害者とその保護者に加え、他の多くの児童・生徒やその背後にある保護者たちの間接的な監視の目、同僚の存在、体罰問題を不祥事として無視できない管理者や人事権者のスタンスなどが、当然ながら重要な役割を果たす。他方、保護者の支援が得られない場合において、当事者の児童・生徒たちのみでこうしたメカニズムを作動させることができるかどうか。この点についてはⅥの結論で後述する。

2 第三者関与

法社会学的観点からより興味があるのは、問題処理のために援用されあるいは関与する第三者がどのような者であるか、という点ではなからうか。ここでは特に、立場が弱い被害児童・生徒側が、交渉力を増すために利用する媒介者が誰であり、どの程度の頻度で出現するかを中心に見ていきたい。本件文書に記載されているそのような第三アクターは、「地方議会議員」「町長」「マスコミ」「警察」そして「弁護士」である。

このうち地方議会議員は、全て市議会議員であり3件で登場する。第一は先に見た、南あわじ市立中の校長と市教委の二重遅滞事例（事例10 南あわじ市立中 市教委→県教委）であり、問題がこじれる中で被害者の父親が「地区選出の市議員と共に市教委での会談を依頼」したというケースである。第二も既にみた加害教員が報告懈怠している中、一週間後に「市議会 A 議員」から市教委に電話で問い合わせがあり発覚した事例（事例33 淡路市立中 市教委→県教委）である。前者は被害者側保護者

が交渉力を上げるために利用したことが明らかであるが、後者は前述の通り、親の一人が加害教員に「市教委などに連絡するつもりはない」とし学校にも苦情を述べていなかった事例(Ⅳ2)であり、この議員が誰の依頼で動いたのかは記載がなく不明であるが、事件処理に実は不満を持っていた被害者の保護者あるいはその他の保護者と思われ、議員の陰に隠れて匿名性を維持した、ということであろうか。これらは議員のいわゆる「どぶ板活動」の一環として被害者側に力を貸した事例である。たまたまどちらも淡路島におけるものであるが、古い共同体の残存地域における伝統的紛争処理形態を示すものであろう。残りの一件はこれらとは逆に、24歳男性教員が中1男子2名の一方の頬を平手で叩き、他方の足を蹴り、前者の鼓膜を破った例(事例1 姫路市立中 校長→市教委 戒告)において学校管理職が、「事故発生後、速やかにPTA本部役員、校区市議会議員など地域代表者に報告した」というものである。学校事故で学校側が地方議会議員にまで連絡を入れるというのはあまり例がないようにも思われるが、やはり古い地域において、学校とも関わりの深い地域ボスの議員に「話を通しておいた」ということであろう。それがどのような効果をもったかは本文書からは明らかではない。なお「町長」が(教育長とともに)登場するのも既述の46歳男性教員が中1男子を鉄アレイで頭部を1回叩いた(怪我はなし)という例(事例2 神河町立中 町教委→県教委)であり、「町長・教育長はご両親の気持ちを理解し謝罪した。その上で、再発のないように教職員へ徹底させる旨の内容を伝えた」とある。舞台の神河町は人口1万3千人とのことで、このくらいの規模の地方都市であれば、怪我のない体罰事件でも自治体トップと教育行政トップが直接対応して謝罪することもあのだろうか。こちらも被害者側を慰撫する学校側に立つ政治家の例である。加害者側にこれら政治家が荷担することの問題性はいうまでもないが、被害者側においても、議員などを利用できる者は限られ、伝統的な解決手法のもつ危うさも感じさせるところであるが、これ以上は詳述しない。

マスコミが登場するのは2件でありいずれも新聞社であって、どちらもやはり既出の例である。第一は保護者が記事掲載の回避を学校に求めたものの記事になった例(事例8 赤穂市立中 校長→市教委)であり、他方は学校で隠蔽する中、一ヶ月後に問い合わせが新聞社から市教委に入った例(事例15 川西市立中 校長→市教委)である。後者では「(当該)中学校で部活動の指導において体罰があったと聞いているが、教育委員会ではその事実を把握しているのか」というのが問い合わせの内容だったとされており、こちらも記事になっている¹⁴⁾。いずれも誰が新聞社に知らせたか等の経緯は当然ながら明らかではないが、記事にできるほど確実な情報源のはずであ

り、関係保護者等からと考えるのが自然であろう。これらマスコミの利用も、情報源の秘匿性を利用して自らの匿名性を守りながら一矢報いる方策といえよう。情報提供する気があれば誰でも利用できる手段であり、実際に記事になればもちろん、そうでなくても相当の圧力を学校側にかけることができようが、ニュース価値をマスコミ側が認めなければ動いてもらえず、影響が大きく通報者捜しなどにもつながりかねない危険も併せ持つ。

必ずしも大怪我をしたわけでもない事例においても、警察が直接関与することがある。厳密な検証は今回は示しえないものの、通時的に見てそうした事例は増加傾向にあるようにも感じられる。本件文書において警察が関与したことが分かる事件は2件である。第一は、37歳男性教員が中2男子の顔や頭部を7～8回「平手で」叩き、体を揺すったり髪の毛をつかんだりして「右頬骨部・右耳部損傷・右口腔粘膜挫創（5日間の通院加療）」を負わせたという事例（事例16 明石市中 校長→市教委）である。かなりの怪我であり、平手打ちだけでこのようなことになるのか疑問も感じるが、いずれにせよ相当強力な殴打だったとはいえよう。被害者は家出や万引きなどの経歴もある問題少年だったようであるが、この体罰に家族が激高。祖父に「絶対に許さない」とも言われている。体罰当日には母親と被害生徒が警察に被害届を出し、翌日に警察から学校に連絡がいき、同日学校側は「明石警察に行き、事件を担当した刑事から、被害届が出されたときの状況を確認」している。その他本件については「明石区検察庁からの呼び出し状」「起訴状（傷害罪）」「略式命令（罰金）」「納付書・領収証書」等が存在することを示す書類がつけられており、略式起訴され罰金刑が確定したものと思われる。警察も被害届を受理し、送検し、検察庁も起訴している。また本事例においては、本件文書で通常書かれることが多い、体罰事件についての被害者・保護者との理解・和解等についての記載が欠けている。被害者側が和解を拒み、刑事処分を最後まで強く望んだということであろう。この程度の怪我では少し前ならば警察段階で手続きが止まることも十分あり得たところであるが、学校体罰事件であっても一般の傷害事件と同等に扱ったということであろうか。ここには学校体罰に対する社会的変化を受けた、あるいはそれ以上に、1999年の桶川ストーカー殺人事件などにおける警察批判を受け2000年に国家公安委員会が出した、いわゆる民事不介入原則の見直し等の提言（「警察刷新に関する緊急提言」¹⁵⁾）にもとづいた、一般市民に対する警察の態度変容が関係している可能性がある。

警察が学校教育活動にいかに関わるべきかはそれ自体別個に検討すべき問題であり、あらゆる教員体罰や逆に児童・生徒側の暴力行為その他の非行行為に逐一介入す

ることが正当だとはいえないであろうし、そもそもそのような介入は現実的に期待できるものでもない。とはいえ警察は日本の市井の法的紛争において最も利用される身近な苦情処理手続であり (Kashimura 2009: 9-10, 35), 利用は無料でありながら実力部隊として強力な実効性も兼ね備えている。自らの訴えに対して警察が多少なりとも動いてくれるならば、被害児童・生徒側にとっては学校に対峙するためにこれほど頼りになる存在もない。被害者側が警察を利用するのは、警察に代替しうるだけの他の手段がない中では、合理的な選択行動である。アムハースト派流に言えば、使える素材を使いつつ、権力に対抗権力をぶつけ支配を一時的に揺るがす、「局地的抵抗」とでも呼ぶところだろうか (和田 1996: 196-211, 宮澤 1996: 403-416)。但し少しも「ミクロ」でも「密猟型」の抵抗でもなく、警察という大文字の権力に依存したものはあるが。(なお本特集のテーマと関連した、警察が関与するより興味深い別のもう一件の事例については後に触れる。)

学校体罰を「子どもの人権」問題として80年代より組織のタテマエとしては重視してきた弁護士および弁護士会の存在は、本文書に見る限り、きわめて影が薄い。唯一1件、39歳男性教員が、中2男子の顔を平手で数回叩くなどしたため、後頭部を防火扉にぶつけ「頭部外傷Ⅰ型、後頭部挫傷、全治一週間」の怪我を負った例 (事例29 豊岡市立中 校長→市教委) のみである。この事件で「自分一人では十分な意思疎通がはかれない」などと述べていた被害者の母親が校長に、「市教委と弁護士に相談に行く予定である」と語っている。本件にはそれ以外の記述はなく、実際に相談に行ったのか、弁護士が相談を超えて何らかのアクションを取ったのか等不明である。弁護士が学校側との交渉に関わっていれば記載があるだろうから、おそらくあっても相談止まりだったのだろう。このように弁護士の関与が薄いのは、代理人として受任する (当然有料であろう) のは重装備すぎるからであろう。他方「人権問題」として、無料の弁護士会の「子どもの権利委員会」といった常置委員会が関わるようなスタイルもありうるが、こちらはこちらで組織決定等を要し機動力にも知名度にも欠ける。本件の舞台の豊岡市は弁護士過疎地域でもある。なお同様に学校体罰を人権侵害ととらえてその防止を組織の目的の一つにあげる機関には、法務省の「人権擁護機関」もある (参照, <http://www.moj.go.jp/JINKEN/> (2012/7/21アクセス)) が、こちらも利用されないのは同様の理由であろう。どちらも人権擁護の綺麗事は言うものの、要は「使えない」のである。

以上、本文書においてみられる学校体罰問題に関与する第三者として、地方議会議員等の政治家、マスコミ、警察、弁護士があることを見てきた。全て併せても事件

数全体からみれば2割程度というのは、頻度としては微妙なところであろう。またこれらは、交渉力を上げ、あるいはその背後に被害者側・児童生徒側が自分を隠すために用いられることが一般である。また政治家と弁護士については利用者層が限られ、マスコミと警察はより使いやすいが劇薬的である、とでも評価づけられようか。また本特集との関係では、これらが保護者の意向にかかわらず、当事者の未成年である児童・生徒たちだけの意思と働きかけのみによって動員しうるか、という点が問題になる。以上で挙げた例は全て保護者がかかわるものであり、そうした動員には一般に困難がつきまとうようにも思われるが、この点について詳しくは結論に譲る。

3 法化傾向?

もうひとつ関心と呼ぶ法社会学的観点は、本文書における事件処理がどのような点でフォーマルあるいはリーガルな側面を有するものと評価されうるか、すなわち「法化」したものであるか、という点であろう（「法化」をめぐる議論の全体像につき、馬場 1994参照）。以上既に論じてきたとおり、問題処理に当たって教委の手続が定型化され処分も増えている点は法化の、それもおそらく「管理型」の進行であり、その手続が守られないことが多いことや未だに体罰を違法行為であると認識しない者が存在することはその限界（「自治型」反＝法化行動による管理型法化の相対化?）であるといえる（田中 2011: 99-134）。第三者機関の関与があっても政治家やマスコミの場合であれば法化とはいえず、弁護士利用等の少ない点も同様であろう。警察の対応が積極化しているとすれば、その評価はさておきこれは管理型法化の進行ともいえよう。

こうした教育機関や紛争処理機関の対応といった組織レベルの法化問題とは別に、紛争当事者の主観のレベルで法的処理と云ってよいような態度が垣間見られるであろうか。例えば先に見た警察に被害届を出して断固たる措置を求める姿勢などはそういうものと評価しうる余地もあろうが、他方でただ権力的介入を求めただけにとられれば、川島武宜のような近代的な法行動（川島 1982）、あるいは「自立型」の法化（田中 2011: 99-134）とはいいがたいであろう。

そのような問題意識から本文書を読み進めていくと、被害者側の言説の中に、ときにそれらしいものを散見することができる。但し本文書では被害者側の言説の全てが正確に記されるわけではなく、むしろ大幅に簡略化・省略化され、また往々にして歪曲されうるものであるから、これらの検討は量的分析にはなじまない、質的・探索的情報と捉えるべきであろう。

そうしたものの第一は、被害者側の要求の中に「法的責任」の明確化が明示される場合である。41歳男性教員が中1男子の腹部を1回蹴ったにもかかわらず、4ヶ月放

置したという事例(事例26 猪名川町立中 校長→町教委 町教委→県教委)では、被害者の父親は、加害教員と「出会う意思がなく」「謝罪を受け入れるようす」もなく、加害教員が被害者の自分の子どもに「関与すること」も望まないとしつつ、「行政的な処分や刑事・民事の処分も視野に入れ社会人としての責任をとってほしいと望んでいる」と記されている。このような強い姿勢を取っていることを教育機関側があえて記すことは例外に属する。より一般的に思われるパターンとしては、事件処理の推移のなかで、被害者側が学校側の説明なり謝罪なりを「文書」で残すことを求めるものがある。25歳男性教員が高2男子の頭部を4発平手で叩いた事例(事例11 県立高校長→県教委)では、学校側の家庭訪問の依頼に対し父親が、自分自身文書によって「会って説明を受けなくてよい」「事実を文書として提出してほしい」との意向を示す。それに対して学校側は家庭訪問による謝罪を求め続け、結局父親は、電話で「熱意ある指導上に起きたことと理解し、「異議申し立てはしない」と告げたとされる。47歳男性教員が2名の小6男子を投げ飛ばしたり平手で頬を叩いたりした事例(事例19 三田市立小 校長→市教委)では、学校側の対応のまずさもあり話し合いの過程が混乱した末、被害者側は「話し合いの内容を記載した書面と押印を学校がしないことへの非難」を述べる。それに対して学校側は「話し合いは、学校と保護者が信頼関係を持って行うものであり、念書のような文書は学校は出せない」と拒んでいる。いずれも要は言質をとられたくない、ということであろう。それともポストモダン派やコミュニタリアン派からすれば、これら被害者側のフォーマルでリーガルな責任追及姿勢は、「権利トーク」であって、そうした「法の抑圧」に対して学校側が、「人間関係や共同体的関係の破壊」を防いだということにでもなるのであろうか(棚瀬 2002: 29-48)。

加害者側の言説については、本件文書では最後にほぼ必ず「相応な処分をお願いしたい」との一文がつくという特徴がある。本件文書の性質からする定型文として書き方が定められていることを推測させる。以前なら、あるいは本心としては「寛大な処分を」と書きたいところだがそれを避ける意思がはたらいっているのであろう。しかしながら内容的にはそのようにしか受け取れないものも目立ち、学校側の反＝法化的姿勢の典型として最後に紹介しておく。高3男子6名に対して年齢不記載の男性教員が、手や教務手帳で頭を叩き、髪を掴んで揺さぶった等とする体罰が、(在籍中に通報することのリスクを考えてか)卒業間近の半年後になって県教委への連絡で発覚した例(事例34 県立高 校長→県教委)では、校長は次のように記している。

今回、結果的にこうした行為が行われたことは遺憾ではありますが、●●教諭は指導が入りにくい生徒が多い本校で、生徒指導の中心として日々真摯にまた真剣に体を張って指導に取り組んでおり、今まで多くの生徒が●●教諭によって救われてきました。今回はこのような気持ちがやや行き過ぎた行為として表れた結果だと考えております。(中略) ●●教諭については、今回指導の行き過ぎはありましたが、今後の学校運営に関してなくてはならない人材であるため、相応の処分を強くお願いしたいと思います。

自分たちが「救われた」かどうかを含め、被害生徒たちの声は一言も記されていない。

VI 結 論

以上、未成年者に対する暴力の一類型たる学校体罰の処理過程を、教育委員会に提出される「事故報告書」の記載から検討してきた。体罰事件の顕在化阻害要因として教育機関側の隠蔽体質・構造と被害者側の理解・沈黙を、逆にその顕在化促進要因として、直接通報や第三者の関与を実際の記載に即して多面的に検討し、そこに垣間見える法化傾向ともいえるような側面にも関心を払ってきた。学校体罰の顕在化を阻む要因は強力ではあるが、それを促進しうる契機と照らすと、案外脆弱な側面も持つ。特に保護者が断固たる対応を取ることや、匿名であれ説得的な情報提供が教委や外部に伝えられることの効果は大きい。他方で、以上で見た中では、肝心の被害児童・生徒の主体的な取り組みやその思いのすくい取り、といった観点はあまり明確には見えてこない。もちろん強い怒りと決意とをもって学校に抗議する保護者の姿からは、大きく傷つき怒る被害者の姿を間接的ながらも感じとることも可能である。しかし本件文書における事件の多くが、被害児童・生徒の保護者やそれ以外の者の保護者の関与や了解といった媒介項を経ているものであることは逆に、そうした者の支持や支援がない場合、このように事件が表面化し、その処理が行われるに至ることはないのではないか、あるいはきわめて困難なのではないか、との懸念も働く。大人の庇護なしに、もしくはその意向とかわからず、被害児童・生徒やそれ以外の児童・生徒が主体的に自らの力と意思によって、教員の暴力を告発していく有効な方策はないのであろうか。

一般論としては確かに難しいであろう。特に低年齢や知的障害のある児童・生徒の場合などはなおさらである。しかし展望がないわけではない。本件文書記載の事件の中で、児童・生徒が自らの力で状況を打開したと思われる少数の例から、その糸口を

探り、それをもって一応の結論としたい。

48歳男性教員が中1男子の頭部を平手で1回叩いたという事例(事例32 市川町立中 校長→町教委 町教委→県教委)では、「県教育委員会に6名の生徒から体罰を訴えるメールが着信した」ことが発覚の契機となった。事態を受けた校長は、次のようなことを記している。「学校長として考察したいのは、メールを送信した生徒が、校長だけでなく、保護者に対して事情や思いを伝えられなかった背後に潜む状況や生徒の心理である。」これを「いきなり県教委にたれ込みやがって!」と読み替える本稿筆者の解釈の是非はともかく、舞台となった町は人口1万3千人台、おそらく体罰容認意識も学校にも保護者にも強く、町教委は学校や町長、町会議員等とも緊密につながっているであろうような古い共同体の残存地域における町立中学の、「状況や生徒の心理」は察するにあまりある。6名連名というこのメールは、現代日本の子どもたちの、血判の直訴状とさえ感じられなくもない。メールの内容は不明であり、加害教員の行動や学校の方針についての正当化に満ちた本件文書の背後に、どのような実態と生徒たちの想いがあったかは、想像するほかない。

生徒が主体性を発揮したさらに過激なケースとして、44歳男性教員が中1男子に対して「平手でビンタを3回、さらに足をかけ地面に倒し、押さえつけた。その際、(加害教員)の右手が(被害生徒)の首にかかっていたので首を絞める形になった」という事例(事例18 豊岡市立中 校長→市教委 市教委→県教委)がある。13歳のこの少年は「『何で俺ばかり。殺されそうになった。警察に言っただけ。』といいながらその場を去り、校舎内に駆け込んでいった。」加害教員らが「後を追うが一時見失い、校舎内にある公衆電話で110番通報をしている(被害生徒)を発見した。」「警察が(被害者)の通報により来校したため、警察からの事情聴取により全容を確認した」というものである。「教師に殺されそうになった」と110番すれば、警察はとりあえずやってきてくれる(らしい)。「被害届(は)出さない意向」でおさまったようであるが、肝を冷やした加害教員や校長は、「末恐ろしい奴だ」とでも思ったろうか。最強の第三者介入であり、学校側の事後的な事件の歪曲も一般よりは難しくなるであろう。

個人的には、体罰を受けたら即座に都道府県教委に連絡しあるいは110番通報するような、積極性を持つ人間を育てる教育こそが、生煮えの「法教育」などよりよほど主体的自律的な主権者を生む教育ではないかとも感じるころではあるが、常に110番通報すればいいというものでもないであろうし、県教委にメールしても必ず対応してもらえない保障もない。そうした介入が行われるのは、それなりの迫真性のある切迫

した例外的な事例に実際は限られるであろうし、また仮にこうした事例が増えてくれば、警察も県教委も対応を変える可能性もある。

とはいえこのような事例が実際に存在することは、困難な状況の中であっても児童・生徒の主体的な問題解決の道が完全に閉ざされているわけではないことも示している。これら以外にも、(匿名)電話等で教委やマスコミに連絡して事件が発覚したこれまでに紹介した事例の中には、当事者である児童・生徒が直接関わったものがある可能性もある。警察や人事権者である県教委への直接通報はやはり強力な最終手段というべきであろうし、また匿名での各種機関への通報もやはり実効性をもつ保障もなく、なによりこれは「安全圏からの告げ口」という陰湿な行動の印象も免れない。

よりよい解決の展望として考えられるのは、これらの手段に代わりうるようなコンプライアンス窓口を作り、学校問題についての児童・生徒からの直接の苦情を日常的に受け付けるようにすることだろう。中立性・機動性・実効性を備えたものでなければならず、本稿の例からすると市町教委もあてにならない場合があるため、弁護士やさらには警察とも連携するかたちにして一定の独立性を確保した上で、都道府県教委のもとに置くのが適切のように思われる¹⁶⁾。

最近また喧しい教育委員会改革論議が、ここで示したような実態分析と未成年者の主体性を織り込んだものとなることはあまり期待できそうにはない。とはいえ一定の問題提起と進むべき一つの改革方向を示した蠅螂の斧の価値はあるものと考え、筆をおく。

〔謝辞〕二名の匿名の査読者の方より、大変有益なコメントを頂いた。紙上にて御礼申し上げます。

- 1) アメリカ社会学における一般的分類に従うと、未成年者はマイノリティとしては、「人種・民族・出自」「ジェンダー・セクシュアリティ」「宗教」「障害者」等に対して、高齢者とともに「年齢」カテゴリーに属する。その固有の特性に関しては、マイノリティ論や差別論の一般論において別個に論じられるべきであり深入りしないが、その時期を終えれば必ずマジョリティの側に回る点が、他にはない特徴といえる (Robertson 1988: 331-339)。なお本稿では、「未成年者」「子ども」「児童・生徒」等という用語を、文脈上適切と思われるものを選んで互換的に使用する。
- 2) 未成年者にかかわる社会科学的研究は、法社会学におけるものだけでも多数にのぼるであろうが、ここではアメリカの学校教育の法化現象を複眼的に扱った、Kirp & Jensen eds, (1986)とイギリスの子どもの諸問題とその社会的対処をオートポイエーシス論の視点から批判的に分析した King (1997) を挙げておく。

- 3) マイノリティ論に関わる日本の社会学研究としては、栗原編(1996ab, 1997ab)が重要に思われるが、直接未成年者にかかわるのは「いじめ問題」と「障害児」だけであり、高齢者問題も扱われていない点は日米の差別問題の認識の差異として示唆的である。うち理論的観点の強い栗原編(1996a)は、応用可能性も高く特に有用に思われる。
- 4) 日本の体罰禁止法制の歴史の他、内外の学校体罰問題研究の集大成として、牧他編著(1992)。
- 5) とはいえ現実の教員体罰の減少が、社会の体罰否定意識の向上とリンクしている保障は必ずしもない。実際安倍晋三内閣や橋下徹大阪市長らの政策において「学校教師の『有形力』行使」の容認が強調されるなど、学校体罰法禁の見直しの主張は、保守政治家・右派ポピュリストの支持獲得のための常套手段の一つである。「広がる『強い指導容認論』最高裁が熊本体の罰認定破棄」朝日新聞2009年05月03日朝刊、「『有形力』体罰と境目は？維新条例案、最小限の行使認め」同2012年02月06日夕刊(大阪版)参照。
- 6) 当時の状況を知るには、「いじめ・体罰の法的検討」(1986)と「体罰問題資料」(1986)参照。
- 7) 例えば東京都教委は「[学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領]の制定について」(平成08年08月05日教人職第311号)において、「体罰事故の場合」に、「当事者及び関係者からの事情聴取に基づき事実を正確かつ客観的に記述することや「これらの者からの聞き取りの内容で、事実関係について異なる指摘がある場合は、その旨をあわせて報告すること」等を求めている。
- 8) 番号は筆者が整理のため付けたもの。市教委→県教委というのは本件文書の作成主体と提出先を示す。ちなみにこれら全34件のうち法律上の懲戒処分が付されたものは、鼓膜損傷事例(事例1, 28 戒告)と骨折事例(事例27 減給3ヶ月)の3件のみである。これらは本稿で援用した際にその旨を再付記した。それ以外は、刑事処分が付されたもの(事例16)も、多くの傷害事例も、すべて訓告以下の事実上の処分で済まされている。
なお本文に示した「甲なりに手加減して」という記述は、校長→市教委の報告書には存在していない。
- 9) 教員の体罰とその処分につき、本稿と同種の報告書等をもとに分析した先行研究として、早崎(2009)がある。これは学校現場を直接知る著者が、ルーマン理論なども援用しつつ体罰の発生機制から処分に至るまでの過程を包括的に論じたものであり、有用な知見を多く含む。他方で議論の焦点においてやや散漫な印象を受け、また特に報告書の記述内容をほぼ額面通り受け止めて分析を進めている点疑問の余地無しとしない。紛争処理過程の記述も一部にとどまり、本稿のような学校教育機構の構造的課題性についての指摘も弱い。翻って本稿は、体罰発生後の紛争処理過程に照準を絞り、児童生徒の主体性・当事者性に問題意識の軸足を置き、その顕在化の阻害要因と促進要因に着目してこの過程の問題状況を浮き上がらせることを目的としており、基幹部分・重要部分での内容の重複はない。
- 10) 文面からすれば本文書は、学校長に所管の教委への報告を求めたものであり、市町教委に人事権者である県教委への報告を求めたものではない。しかし市町教委に体罰として報告された事件が、県教委に報告・処分されずに沙汰止みになることは考えにくい。隠蔽との批判を受ける危険があり、実際、後に見るとおり報告を怠った市町教委が謝罪している例からもそう判断してよ

いと思われる。もちろん県教委まで報告が行ったにもかかわらず何らかの理由で文書にされなければ、表には出てこない。なお早崎(2009: 14-15)は、大阪府において市町教委止まりとなった事例及び府立高校において府教委に報告書があがったにもかかわらず処分がなされなかった事例があることに触れている。事実とすれば問題であるが、おそらくこれらは法律上の懲戒処分ではなく、最も軽い「口頭注意」等とされた事例か、体罰とは認定されなかった(その是非はともかくとして)事例ではないかと思われる。

- 11) 早崎(2009: 50)によれば、大阪府の比率もほぼ同様である。
- 12) 赤穂民報 <http://www.ako-minpo.jp/news/3690.html> (2012/7/19アクセス)。
- 13) 実習助手とは「実験又は実習について、教諭の職務を助ける」者をいう(学校教育法60条4項, 82条)。
- 14) 毎日新聞2010年10月17日地方版/兵庫。
- 15) 国家公安委員会 <http://www.npsc.go.jp/sasshin/suggestion/> (2012/7/21アクセス)。
- 16) Ⅲでも述べたとおり、本稿の対象地域である兵庫県においては、体罰事故処理過程における児童・生徒の手續保障はきわめて脆弱といわざるをえない。その唯一ともいえる例外として、兵庫県川西市「子どもの人権オンズパーソン」制度がある。これは国連子どもの権利条約の批准及び各種の子どもの事件を契機に「子どもの利益の擁護者・代弁者」等として1999年に設置されたものである。市長任命の3名の第三者委員(オンズパーソン)と、補助スタッフたる調査相談専門員及び事務局職員から構成され、市教委からは独立している。広く「子どもの人権侵害」の救済・防止等に関して相談を受け付け、必要に応じて調査を行い、「必要な制度の改善などを市長などに提言する」ことをその職務とする。詳しくは川西市HP (http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/index.html (2012/7/21アクセス)) 参照。そこに掲載された「子どもオンズ・レポート2010」によれば、2010年度の相談件数は537件(同一事件での複数相談を含む。事件数としては167件)であり、相談は当事者である子どもからの直接のものが半数を超えている(54.6%)。相談内容は子どもからはじめや交友関係についてが、大人からは子育てや不登校についてが多いものの、「教職員等の暴力」も167件中5件、「教職員等の暴言や威嚇」も同4件と一定数存在している。また調査案件(2010年度は2件)の中にも担任による叱責がもとで不登校になったと申し立てられた事例が挙げられており、体罰その他の学校教育紛争で有効な機能を果たしうる印象も受ける。多くの町村自治体にこのような制度が置かれれば相当な意義があろうが、実際には広がっておらず、広げることもなかなか困難であるようにも思われ、本文で論じたような都道府県レベルの制度も一考の余地があるのではなからうか。

【文 献】

- 馬場健一(1990)「社会の自律領域と法——学校教育と法とのかわりを素材に(一)(二・完)」
法学論叢127巻5号62-85頁, 128巻3号51-69頁。
- (1994)「法化と自律領域」棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』法律文化社, 73-97頁。
- (2011)「行政はいかに法を学ぶか——情報公開問題から見た『法治行政』の現実と行政争訟の機能」法社会学75号187-206頁。
- Felstiner, W.L.F., R.L. Abel, and A. Sarat (1980-1981) "The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, and Claiming," No.15 *Law and Society Review*, 631-654.

- 早崎元彦 (2009) 『体罰はいかに処分されたか』法律文化社。
- 兵庫県 (2007) 『兵庫県教育関係通知集 (平成19年度版)』。
 「いじめ・体罰の法的検討」(1986) 季刊教育法62号 9-97頁。
- Kashimura, Shiro (2009) "Some Varieties of Advice Seeking in Ordinary Life: Influences of Family and Constellation of Specialist Advisers, and Implications for Legal Policy," 文部科学省科学研究費特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第五集 1-51頁。
- 河合幹雄 (2004) 『安全神話崩壊のパラドックス』岩波書店。
- 川島武宜 (1982) 『順法精神』『川島武宜著作集第4巻』岩波書店, 112-172頁。
- King, Michael (1997) *A Better World for Children*, Routledge.
- Kirp, David L. & Donald N. Jensen (1986) *School Days, Rule Days*, The Falmer Press.
- 栗原彬編 (1996a) 『差別の社会理論』(講座差別の社会学1) 弘文堂。
 — (1996b) 『日本社会の差別構造』(講座差別の社会学2) 弘文堂。
 — (1997a) 『現代世界の差別構造』(講座差別の社会学3) 弘文堂。
 — (1997b) 『共生の方へ』(講座差別の社会学4) 弘文堂。
- 牧征名他編著 (1992) 『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房。
- マツァリーノ, バオロ (2007) 『反社会学講座 (文庫版)』筑摩書房。
- 宮澤節生 (1996) 「権利——法文化変容のリベラル・ビジョンと権利批判論」宮澤節生・神永百合子編『法社会学コロキウム』日本評論社, 395-422頁。
- NHK 放送文化研究所編 (2003) 『NHK 中学生・高校生の生活と意識調査』日本放送出版協会。
- Robertson, Ian (1988) *Sociology (3rd ed.)*, Worth Publishers, Inc.
 「体罰問題資料」(1986) 季刊教育法64号132-213頁。
- 田中成明 (2011) 『現代法理学』有斐閣。
- 棚瀬孝雄 (2002) 『権利の言説』勁草書房。
- 和田仁孝 (1996) 『法社会学の解体と再生』弘文堂。

(ばば・けんいち 神戸大学教授)